

# 令和7年度 「職員の男女の給与の額の差異」の情報公表

特定事業主名：徳島県企業局長

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.8%
全職員	77.2%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	93.8%
本庁係長相当職	98.2%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6%
31～35年	94.1%
26～30年	92.8%
21～25年	—
16～20年	76.4%
11～15年	—
6～10年	62.9%
1～5年	101.6%

## 【説明欄】

任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異について

- ・男性職員に占める勤続年数10年以下の職員の割合が約36%であるのに対し、女性職員に占める勤続年数10年以下の職員の割合は約47%と、女性の方が勤続年数の短い職員の占める割合が高いことが男女の給与の差異が生じる要因となっている。
- ・また、世帯主である男性への支給が多い扶養手当で100%、現場作業等に伴う特殊勤務手当で約98%を男性が占めるなど、一部の手当において男性の受給割合が極めて高いことも男女の給与の差異が生じる要因となっている。
- ・「2. (1) 役職段階別」及び「2. (2) 勤続年数別」については、女性の職員がいない区分を「—」としている。

なお、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員（パートタイム）については、勤務時間が週3日以上かつ週15時間30分以上の者を集計対象とした。